

**燕市まちづくり基本条例
見直し検討報告書**

令和5年1月

燕 市

目 次

| | |
|-----------------------|-------------|
| ◆本報告書の概要 | -----1 ページ |
| 1 見直しの基本的な考え方と方法 | -----2 ページ |
| 2 現在の社会経済情勢と関係条項の検証 | |
| 分析項目 1 人口・世帯数 | -----4 ページ |
| 分析項目 2 産業と経済 | -----6 ページ |
| 分析項目 3 財政運営 | -----8 ページ |
| 分析項目 4 防災意識 | -----10 ページ |
| 分析項目 5 市民協働・参画の状況 | -----12 ページ |
| 分析項目 6 法令改正等の動向 | -----14 ページ |
| 分析項目 7 本条例の認知度・意識調査状況 | -----16 ページ |
| 3 検討結果 | -----18 ページ |

本報告書の概要

本市は、平成 23 年 4 月 1 日に「燕市まちづくり基本条例」を施行し、基本理念である「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、このまちに住み、集い、活動する市民が、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことにより、個性豊かで活力ある自立した地域社会を目指しているところです。

本条例では、第 37 条「条例の見直し」において、条例施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものと規定しています。今回の見直し検討では、条例の本質が、まちづくりの推進に係る基本理念を明らかにした条例であることから、社会経済情勢に大きな変化が見られる場合に、見直しの必要性があると考え、社会経済情勢の分析に重点を置いて検証しました。

検証の結果、社会経済情勢において変化は見られますが、各分析項目に係る条項に影響を及ぼすことはなく、かつ条例の運用に当たって問題が生じるものではないと判断し、今回は法律の施行状況を反映しつつ、内容上の変更は行わないこととしました。

燕市まちづくり基本条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）

（条例の見直し）

第 37 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を適切に反映させなければなりません。

【基本的な考え方（逐条解説より）】

条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実にを行うために規定しています。

1 見直しの基本的な考え方と方法

(1) 社会経済情勢の変化

社会経済情勢の変化は、一般的に、「社会環境」「自然環境」「制度環境」の3つの側面から捉えることができます。本市におけるまちづくりの基本的な理念や仕組みを明らかにしている「燕市まちづくり基本条例」の各規定を検証するため、本市における社会経済情勢をこの3つの側面に対応した分析項目として下表のとおり整理しました。今回の見直しでは、新型コロナウイルス感染症など、現在の社会経済情勢が市民と市民活動にどのように影響しているのかを検証するため、新たに「市民協働・参画の状況」を加えています。

なお、条例第1条（目的）及び第2条（定義）などについては、各条文に共通した指針や定義を示すために規定されていることから分析は行わず、その他各条文において、規定内容を変更する必要がある場合に、見直しを行うものとししました。

[社会経済情勢の分析項目]

| | |
|---|----------------|
| 1 | 人口・世帯数 |
| 2 | 産業と経済 |
| 3 | 財政運営 |
| 4 | 防災意識 |
| 5 | 市民協働・参画の状況 |
| 6 | 法令改正等の動向 |
| 7 | 本条例の認知度・意識調査状況 |

※原則各条文は、一番関係の深い項目において検証しています。

(2) 関係条項の検証

各分析項目について、検証結果を下記の構成でとりまとめました。

| 社会経済情勢の分析項目 | |
|---|--|
| <p>■ 現況 各分析項目における、現在の社会経済情勢について、市の取り組み状況などを記載</p> | <p>■ 考察 現在の社会経済情勢を踏まえた「実施すべき取り組み」や、「関係条項の必要性」と「規定内容の変更の要否」について記載</p> |
| <p>■ 関係条項 各分析項目に関係する条項を記載</p> | <p>■ 参考データ等 各分析項目の関係データを記載</p> |

(3) 「市民検証ワーキング」の実施

本条例第37条第2項の「市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を適切に反映させなければなりません。」という規定に基づき、地域活動に取り組んでいる市民を中心に、地方自治に係る専門家を加え、「市民検証ワーキング」を実施し、現在の社会経済情勢が、各分析項目の関係条項の必要性、規定されている内容に変更を要する影響を与えているかどうかについて検証を行いました。

〔市民検証ワーキングの概要〕

- ◆目的：現在の社会経済情勢が、各分析項目の関係条項の必要性、規定されている内容に変更を要する影響を与えているかどうかについて、専門的見地及び実際に活動している市民の視点を取り入れるため。

- ◆構成員： (敬称略)

| 所属団体 | 氏名 |
|---------------------|--------|
| 燕第二地区まちづくり協議会 | 柳原 康浩 |
| 吉田地区まちづくり協議会 | 竹内 末三 |
| 分水小学校区まちづくり協議会 | 若林 久 |
| 結婚応援団燕縁の会 | 西海地 安江 |
| 日本車いすダンススポーツ連盟新潟県支部 | 小林 香織 |
| 日本車いすダンススポーツ連盟新潟県支部 | 皆川 美代子 |
| つばめ生活学校 | 渡辺 裕子 |
| NPO 法人燕メタセコイアの会 | 柳原 俊雄 |
| NPO 法人フードバンクつばめ | 阿部 明美 |
| 市民公募 | 細野 美恵子 |
| 市民公募 | 菅家 拓斗 |
| 燕市社会福祉協議会 | 佐藤 めぐみ |
| 防災課 防災対策係 | 河合 健 |
| 総務課 総務係 | 村上 いつか |
| 企画財政課 企画チーム | 荒木 巧 |
| 企画財政課 財政チーム | 武田 芳貴 |
| 商工振興課 産業支援係 | 遠藤 寛子 |
| 社会福祉課 児童福祉係 | 五十嵐 創 |

- ◆アドバイザー：新潟大学法学部教授 馬場 健、今本 啓介

- ◆協力：新潟大学法学部学生

- ◆開催経過：

| 区分 | 時期 | 備考 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和4年9月28日 | 各分析項目における現在の社会経済情勢について検証 |
| 第2回 | 令和4年10月25日 | 第1回市民検証ワーキングの検証結果を反映した報告書案の内容確認及び関係条項の必要性と規定内容への影響について検証 |

2 現在の社会経済情勢と関係条項の検証

分析項目1 人口・世帯数

■現況

- 国勢調査によると、令和2年10月1日現在の本市の総人口は77,201人で減少傾向にあります。前回調査時の平成27年と比べると「70代」、「80歳以上」の人口が大きく増加している一方、「30代」以下が全体に占める割合は減少しています（参考データ①）。
- 本市の出生数は平成28年以降減少傾向が続いています。減少の要因は、子育て世代人口の減少や晩婚化など、複数の要因によるものと考えられます。転入転出については、東京一極集中などの要因により、平成30年まで転出超過が拡大していましたが、令和元年から社会増減が好転し、令和3年は△16人にまで転出超過が縮小しました。
- 本市の人口減少率は、前回調査の平成27年と比べると、3.2%に増加しています（参考データ②）。県内自治体と比べると、減少率は低いものの、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2035年には本市の総人口は7万人を下回ると予想されています。本市では、転入者増加を図るため、移住・定住相談をはじめとする支援を継続して行っているほか、オーダーメイド型の移住ツアーの実施やU Iターン・新婚世帯・テレワーカーを対象にした移住者家賃補助、移住就業等支援金といった各種支援を行っています。
- 本市の地区別人口は、燕地区が41,315人（総人口の53.5%）、吉田地区が22,840人（同29.6%）、分水地区が13,046人（同16.9%）となっており、3地区とも平成27年から減少しています。総人口に対する3地区の構成比率については、前回調査と比べて大きな変化は見られませんでした（参考データ③）。
- 本市の総世帯数は、令和2年10月1日現在で28,522世帯となっており、世帯数の増加率は平成27年と比べると3.6%に増加しています（参考データ④）。世帯数は増加している一方、1世帯当たりの人員は2.66人と過去最少となっています（参考データ⑤）。世帯構成の内訳は平成27年と比べると単独世帯が1,154世帯（19.4%）増加、高齢者夫婦世帯が301世帯（10.3%）増加、高齢者単独世帯が475世帯（20.5%）増加となっています。

※参考資料：国勢調査（総務省）

■関係条項

- ・第3条 まちづくりの基本理念
- ・第4条 まちづくりの基本原則 第1号 市民参画の保障
- ・第4条 まちづくりの基本原則 第2号 協働による公共的課題の解決
- ・第4条 まちづくりの基本原則 第4号 つながりと交流
- ・第7条 地域コミュニティの役割
- ・第9条 自治会 第1項 自治会の役割
- ・第10条 まちづくり協議会
- ・第17条 協働のまちづくりの推進 第1項 協働の推進
- ・第30条 総合計画
- ・第35条 国及び他の地方公共団体等との連携

■考察

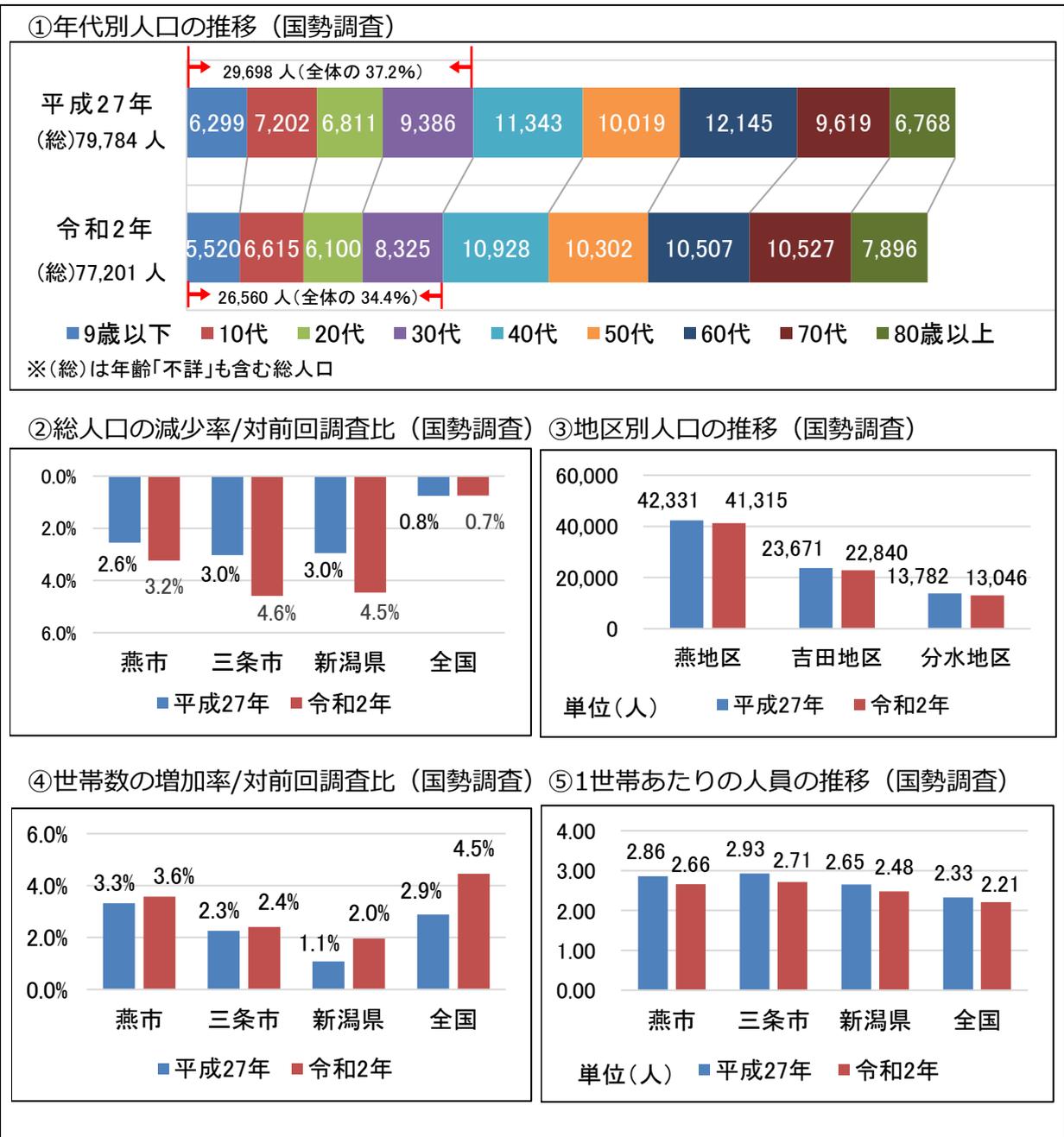
本分析項目の各関係条項は、市民、市議会及び市が、お互いを理解し、知恵と力を出し合いながら、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的なまちづくりを推進するという、まちづくりに関わる各主体が共有すべき基本的な考え方を規定しています。

現況をみると、本市では少子高齢化が進んでおり、単独世帯や高齢者世帯の増加など、世帯構造の変化も見られます。少子高齢化などに対しては、子育てしやすい環境整備による出生数の増加や、市外に流出する人材への対策、新たな人材を市内へ呼び込むことが重要であり、こうした取り組みが、市民活動を維持することにもつながると考えられます。

このような状況にあって、地域に関わる人たちが、互いに協力し、支え合いながらまちづくりを行うという条例の趣旨に沿って、まちづくりを進める重要性は変わりません。

したがって、自立した地域社会の実現へ向けたまちづくりを推進していくために定められた各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等



分析項目2 産業と経済

■現況

○本市の中小企業を中心としたものづくりの現場では、技術者や職人の高齢化などにより、技術継承が困難となっている状況が多く見受けられます。また近年では、グローバル化によって、商品やサービスの差別化を図るための付加価値が更に求められる傾向にあります。こうした課題は、後継者対策や技術継承の問題に留まらず、燕産地の強みである多種多様な金属加工におけるサプライチェーン¹の崩壊にもつながりかねません。これらの課題に対して、既存の地域企業の経営モデルでは対応しきれない場合があるとともに、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、DX²の取組推進による労働力人口の減少や生産性低下への対応がより一層求められています。

○本市の令和2年10月1日現在の産業3部門別就業者総数は41,335人で、第1次産業が1,486人（全体の3.7%）、第2次産業が16,716人（同41.1%）、第3次産業が22,481人（同55.2%）となっています。平成27年と比べると就業者数は各産業で減少していますが、構成比率に大きな変化は見られません（参考データ①）。

○本市の主要産業である製造業に関して、令和2年6月1日現在の従業者4人以上の総事業所数が677、総従業者数が16,595人で、令和元年と比べると、総事業所数が24事業所減少、総従業者数が475人減少となっています（参考データ②）。また、令和元年度の製造品出荷額等は4,261億3,356万円で、平成30年と比べると177億8,923万円の減少となっています（参考データ③）。

○本市では、「燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、産業を維持し、地域の雇用創出を図っていくための取り組みとして、産地基盤技術の伝承を目的とした人材育成研修の実施や、シェアオフィスの施設整備などの取り組みを進めています。また、販路開拓支援として、海外見本市出展に向けた支援などによる産地産業グローバル展開支援事業の実施や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村食堂での燕製カトラリー採用など、地場で生み出される製品群を国内外の新たな市場へ積極的にアピールできるよう取り組んでいます。

※参考資料：国勢調査（総務省）、工業統計調査（経済産業省）、第2次燕市総合計画（燕市）、燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略（燕市）

■関係条項

- ・第3条 まちづくりの基本理念 第3項 自主的・自立的なまちづくりの推進
- ・第13条 事業者等の役割
- ・第30条 総合計画
- ・第35条 国及び他の地方公共団体等との連携

¹ サプライチェーン・・・製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでの工程や過程のこと。

² DX（デジタルトランスフォーメーション）・・・データとデジタル技術を活用し、ビジネスモデルや業務そのものを変革することで競争上の優位性を確保し、社会生活を豊かにすること。

■考察

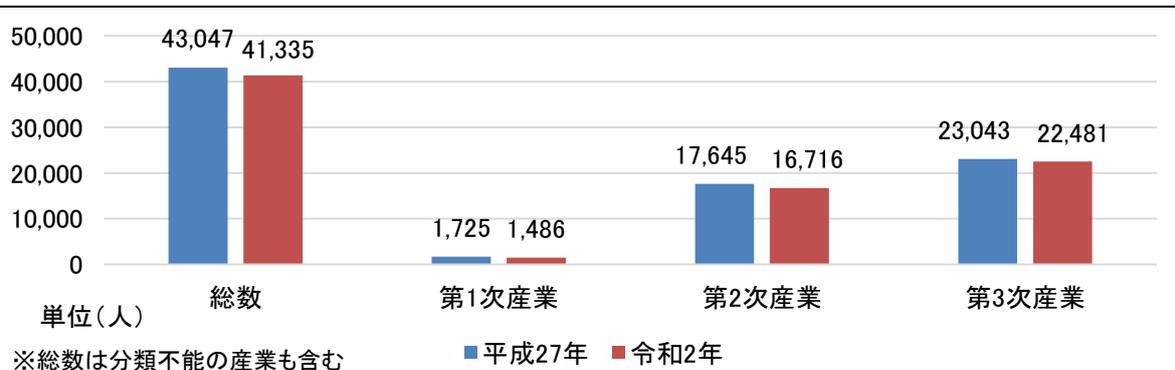
本分析項目の各関係条項は、事業者などが、専門的知識を通じて人材の育成や、地域社会を構成する一員として地域の発展につながるよう努めること、また、そうした活動を支援するために、市と他の公共団体や関係機関と連携が必要であることを規定しています。

現況をみると、労働力人口の減少、新型コロナウイルス感染症などの影響を背景に、テレワークの導入といった働く環境の変化やデジタル技術の活用も進み、産業を取り巻く状況は今後も変化していくことが予想されます。そうした変化に対応し、本市の産業・経済の発展、安定した雇用創出を図るため、外部連携や産業の高付加価値化、人材の育成などに取り組むことは今後も重要です。

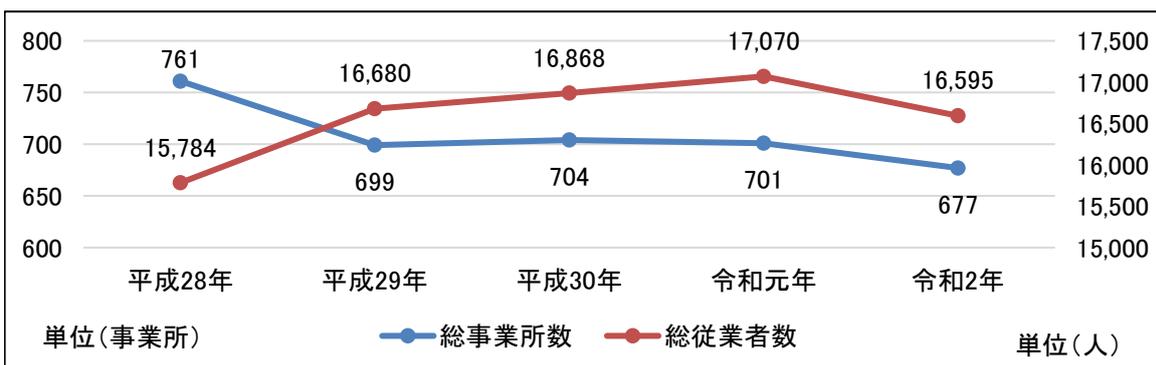
このような状況にあって、本市の地域特性である産業を担う事業者などの役割や本市と関係機関との連携について規定されている各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等

①燕市の産業3部門別、15歳以上就業者の推移（国勢調査）



②燕市の製造業における従業者4人以上の年次別総事業所数、総従業者数（工業統計調査、経済センサス-活動調査）



③燕市の製造業における製造品出荷額（工業統計調査、経済センサス-活動調査）



分析項目3 財政運営

■現況

○新型コロナウイルス感染症などの影響を背景に、個人市民税や法人市民税は令和2年度から令和3年度にかけて大幅な減収となり、更に感染症対策の継続や、デジタル社会、脱炭素社会に向けた取組など新たな行政需要が見込まれています。このような状況を踏まえ、コロナ禍発生直後から、市独自の新型コロナ対策「フェニックス11+」の実施、変化する社会環境への対応や新たな地方創生などを重視して予算を編成しています。こうした財政状況は、本市のホームページや広報つばめなどで適宜公表と説明を行っています。

○歳入については、令和2年度以降、市税は感染症の影響により減少となっていますが、給与所得の増加や企業業績の回復も見られ、令和4年度は令和3年度と比べて増加見込みとなっています。また、国の地方財政計画の見通しを踏まえ、感染症対策などの財源となる国庫支出金、各種交付金の増加などで、歳入総額は増加することとなりました。市債³についても、交付税措置のある有利な市債の活用を基本とし、ふるさと燕応援寄附金で財源を確保するなど新規発行の抑制に努めています。

○歳出については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うワクチン接種などの感染症対策、全天候型子ども遊戯施設の整備、スポーツ施設の大規模改修、物価高騰への支援などにより費用が増加しています。

○本市の令和3年度決算状況は、前年度と比べて地方消費税交付金⁴、地方交付税などの国からの依存一般財源⁵が増加したものの、実質単年度収支⁶はプラスとなっています。財政調整基金残高も31億8,407万円と、令和2年度と比べて6億3,148万円増加しています。

※参考資料：決算概要（燕市）、予算概要（燕市）

■関係条項

- ・第3条 まちづくりの基本理念 第3項 自主的・自立的なまちづくりの推進
- ・第15条 市の役割
- ・第16条 市の職員の役割 第2項 自己啓発等
- ・第16条 市の職員の役割 第3項 まちづくりへの参加
- ・第17条 協働のまちづくりの推進
- ・第18条 協働事業
- ・第19条 人材の育成
- ・第20条 市民参画の推進
- ・第23条 対話の場の設置
- ・第24条 パブリックコメント
- ・第25条 住民投票
- ・第30条 総合計画
- ・第31条 財政運営
- ・第32条 行財政改革の推進
- ・第33条 行政評価
- ・第34条 政策法務
- ・第35条 国及び他の地方公共団体等との連携

³ 市債・・・市が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金のこと。

⁴ 地方消費税交付金・・・消費税10%のうち2.2%（軽減税率の場合は1.7%）は地方消費税という県の税金となり、最終的には県の収入となる。

⁵ 依存一般財源・・・国または都道府県の意思に依存する収入。地方譲与税、地方交付税などがあたる。

⁶ 実質単年度収支・・・単年度収支の中には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支という。

■考察

本分析項目の各関係条項は、市が効率的かつ効果的な施策の実施によって、健全な行財政運営に努める必要があることを規定しています。

現況をみると、人口減少による市税収入の減少、新型コロナウイルス感染症などの影響による新たな行政需要の顕在化、さらに物価高騰対策など、本市の財政状況は厳しさを増しています。このような状況にあって、市が健全な行財政を保つために事業のスリム化などで行政の効率性を高めることや、その結果をわかりやすく周知することの重要性は変わりません。

したがって、市政の運営の基礎となる健全な財政運営の必要性について規定している各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等

①燕市一般会計（借換債を除く）の中期財政見通し（燕市企画財政課）

| (単位:百万円) | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 市税 | 10,306 | 10,326 | 10,220 | 10,214 |
| | 地方交付税 (臨財債を含む) | 8,450 | 8,341 | 8,241 | 8,188 |
| | 地方譲与税等 | 2,676 | 2,626 | 2,628 | 2,628 |
| | 国・県支出金 | 7,511 | 6,098 | 5,973 | 6,750 |
| | 市債 (臨財債を除く) | 1,551 | 1,405 | 1,549 | 1,667 |
| | その他の歳入 | 7,991 | 7,199 | 5,118 | 4,519 |
| | 合計 | 38,485 | 35,994 | 33,729 | 33,966 |
| 歳出 | 人件費 | 5,785 | 5,677 | 5,663 | 5,687 |
| | 扶助費 | 5,659 | 5,772 | 5,888 | 6,005 |
| | 普通建設事業費 | 4,038 | 3,211 | 2,262 | 3,154 |
| | 物件費 | 7,192 | 6,119 | 5,544 | 5,271 |
| | 補助費等 | 5,725 | 5,427 | 5,330 | 5,282 |
| | 公債費 | 4,640 | 4,461 | 4,335 | 4,332 |
| | 他会計繰出金 | 3,584 | 3,588 | 3,558 | 3,486 |
| | 貸付金・その他の歳出 | 1,862 | 1,832 | 1,282 | 1,007 |
| | 合計 | 38,485 | 36,087 | 33,863 | 34,224 |
| 歳入歳出差引額 | | 0 | △93 | △134 | △258 |

分析項目4 防災意識

■現況

○令和元年に発生した台風19号による広範囲の河川氾濫など、全国的に甚大な被害を伴う災害が発生しています。本市では本条例の見直し検討を行った平成30年度以降被害の大きな災害は発生していません。しかし、災害が発生した際の被害を最小限に抑えるためには、日頃から市民や地域が「自助⁷」「共助⁸」の精神で備えることが重要です。

○本市の自主防災組織⁹は、令和3年度時点で126団体ありますが、団体数の増加に陰りが見える状況が続いています（参考データ①）。自主防災組織の中には、市内企業と連携した避難所の確保や区域内の学校と協働で訓練を実施するなど、防災活動に積極的な団体も見受けられます。

○本市の令和3年度の自主防災組織率は76.3%と、新潟県全体の組織率87.1%から見ると低い状況にあります。地区別では、燕地区63.7%、吉田地区97.1%、分水地区80.5%と差が見られ（参考データ②）、近年は大きな災害が本市に発生していないことも影響し、地区によって、防災に対する意識の差が広がってきています。防災に関わる取り組みとして、全市一斉の総合防災訓練があり、令和3年度の参加者数は新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、2,299人となっています（参考データ③）。

○救援物資の搬出・搬入や、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、市では他の行政機関や、企業との連携協定締結に取り組んでいます。令和4年8月豪雨災害では、「チームにいがた」（大規模災害時における県内全市町村と県の相互応援協定）の一員として、本市職員を被災地に派遣しました。

※参考資料：燕市地域防災計画（燕市）

■関係条項

- ・第3条 まちづくりの基本理念 第3項 自主的・自立的なまちづくりの推進
- ・第4条 まちづくりの基本原則 第2号 協働による公共的課題の解決
- ・第4条 まちづくりの基本原則 第4号 つながりと交流
- ・第7条 地域コミュニティの役割
- ・第9条 自治会
- ・第10条 まちづくり協議会
- ・第17条 協働のまちづくりの推進 第1項 協働の推進
- ・第17条 協働のまちづくりの推進 第3項 自発的なまちづくりの促進
- ・第30条 総合計画 ・第35条 国及び他の地方公共団体等との連携 第1項 役割分担
- ・第35条 国及び他の地方公共団体等との連携 第2項 連携・協力による課題解決

⁷ 自助・・・自分で自分を助けること。防災に関しては、緊急避難グッズや非常食を準備、家具の転倒防止対策、住宅の耐震補強を行うことなど。

⁸ 共助・・・家族や企業、地域コミュニティで共に助け合うこと。防災に関しては、防災訓練や障がい者・高齢者支援など、助け合い体制の構築を行うことなど。

⁹ 自主防災組織・・・地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織のこと。具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火活動、救出救護などの活動を行う。

■考察

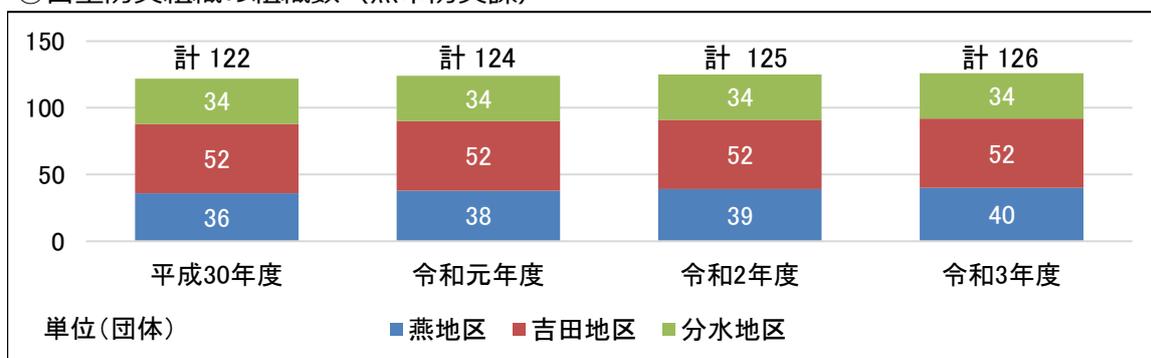
本分析項目の各関係条項は、地域コミュニティが自主的に市民活動に参加すること、また、市と地域コミュニティとの協働体制の確立や支援が必要であることを規定しています。

現況をみると、近年本市には大きな災害が発生していないことや、新型コロナウイルス感染症による防災活動の自粛も影響し、災害に対する意識低下が見受けられます。市民の防災意識向上のためには、防災に関心のない人でも興味を持ち、参加しやすい防災訓練やイベントを市が行うことなどが重要です。そして、大規模災害に備え、地域コミュニティ内での日常のあいさつや、地域行事などを通し、世代を超えて周りの人と協力できる体制を築くことも重要です。

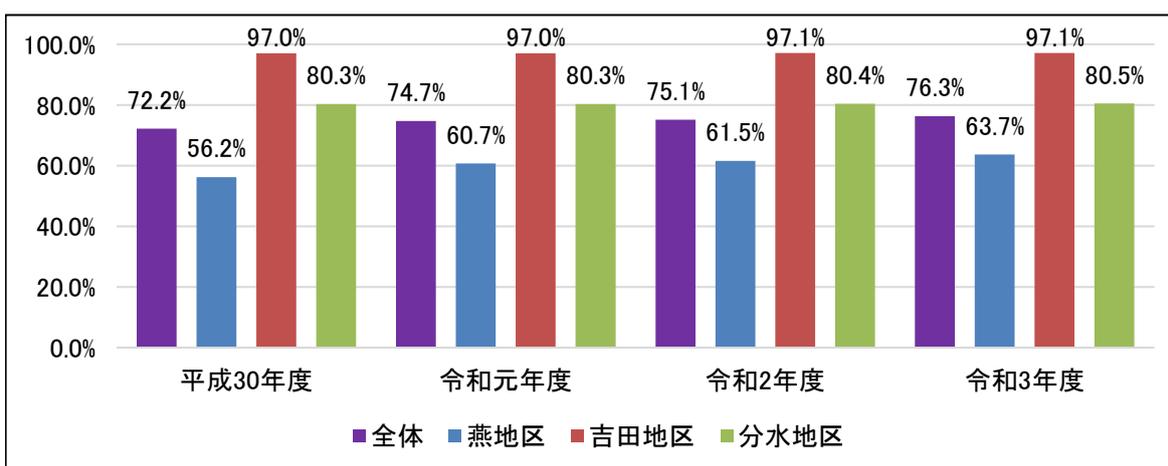
このような状況にあって、市民や地域コミュニティなどの連携の重要性について規定されている各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等

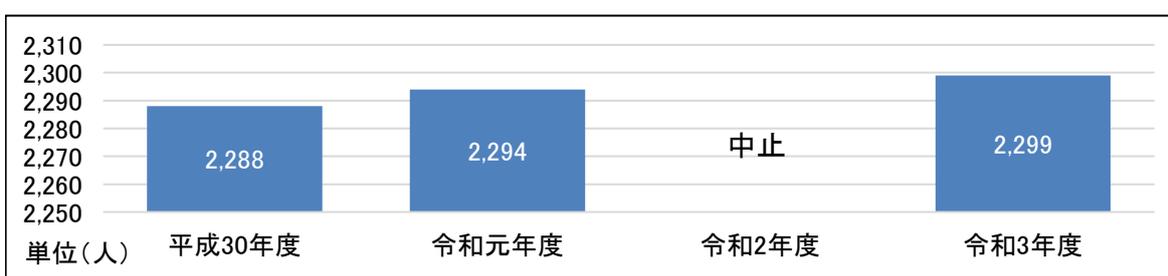
①自主防災組織の組織数（燕市防災課）



②自主防災組織の組織率（燕市防災課）



③燕市総合防災訓練の参加者数（燕市防災課）



分析項目5 市民協働・参画の状況

■現況

○本市の市民活動団体数は、新型コロナウイルス感染症などの影響による活動停滞を背景として伸び悩んでおり、令和3年度時点の市民活動団体の登録数は77団体となっています（参考データ①）。市民の活動参加の面でも、市民一人当たりの講座・講演会等の参加回数は、令和元年度が1年当たり0.58回、令和2年度及び3年度が0.23回と減少傾向にあります（参考データ②）。市では、市民が活動に参加しやすいよう、出前講座の実施や本市公式HP、SNSを運用し情報発信を行っています。

○本市ではまちづくり協議会の活動費用の補助や、市民活動団体向けに「燕市イキイキまちづくり事業助成金」を実施しています。しかし、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、事業実施自体が難しく、「燕市イキイキまちづくり事業助成金」の助成金申請数は減少傾向にあります（参考データ③）。

○次代を担う若者の活動を活発化させるため、市では「つばめ若者会議」を発足させ、年代に応じた目的に沿って、まちづくりに関する様々な事業を行っています。地域と関わるきっかけの場として高校生を対象とした「燕市役所まちあそび部」、運営・実施方法を学ぶことを目的として29歳以下の学生・社会人を対象とした「燕ジョイ活動部」、そして、団体の自主的な運営を行うことを目的として30歳以上の社会人を対象とした「若者会議チームプロジェクト」があります（参考データ④）。

○自治会やまちづくり協議会では、自分たちのまちを自分たちで守るため、犯罪などの発生を未然に防止し、安心して市民活動を行うことができるよう、「地域支え合い活動」としてまちづくり協議会に所属する会員による見守り活動や防犯カメラの設置などを行っています。

※参考資料：第2次燕市総合計画（燕市）

■関係条項

- ・第3条 まちづくりの基本理念
- ・第6条 市民の役割
- ・第8条 地域コミュニティ活動の推進
- ・第10条 まちづくり協議会
- ・第12条 市民活動の推進
- ・第16条 市の職員の役割 第3項 まちづくりへの参加
- ・第18条 協働事業
- ・第20条 市民参画の推進
- ・第26条 情報の共有
- ・第31条 財政運営
- ・第35条 国及び他の地方公共団体等との連携
- ・第5条 市民の権利
- ・第7条 地域コミュニティの役割
- ・第9条 自治会
- ・第11条 市民活動団体の役割
- ・第13条 事業者等の役割
- ・第17条 協働のまちづくりの推進
- ・第19条 人材の育成
- ・第23条 対話の場の設置
- ・第30条 総合計画
- ・第33条 行政評価

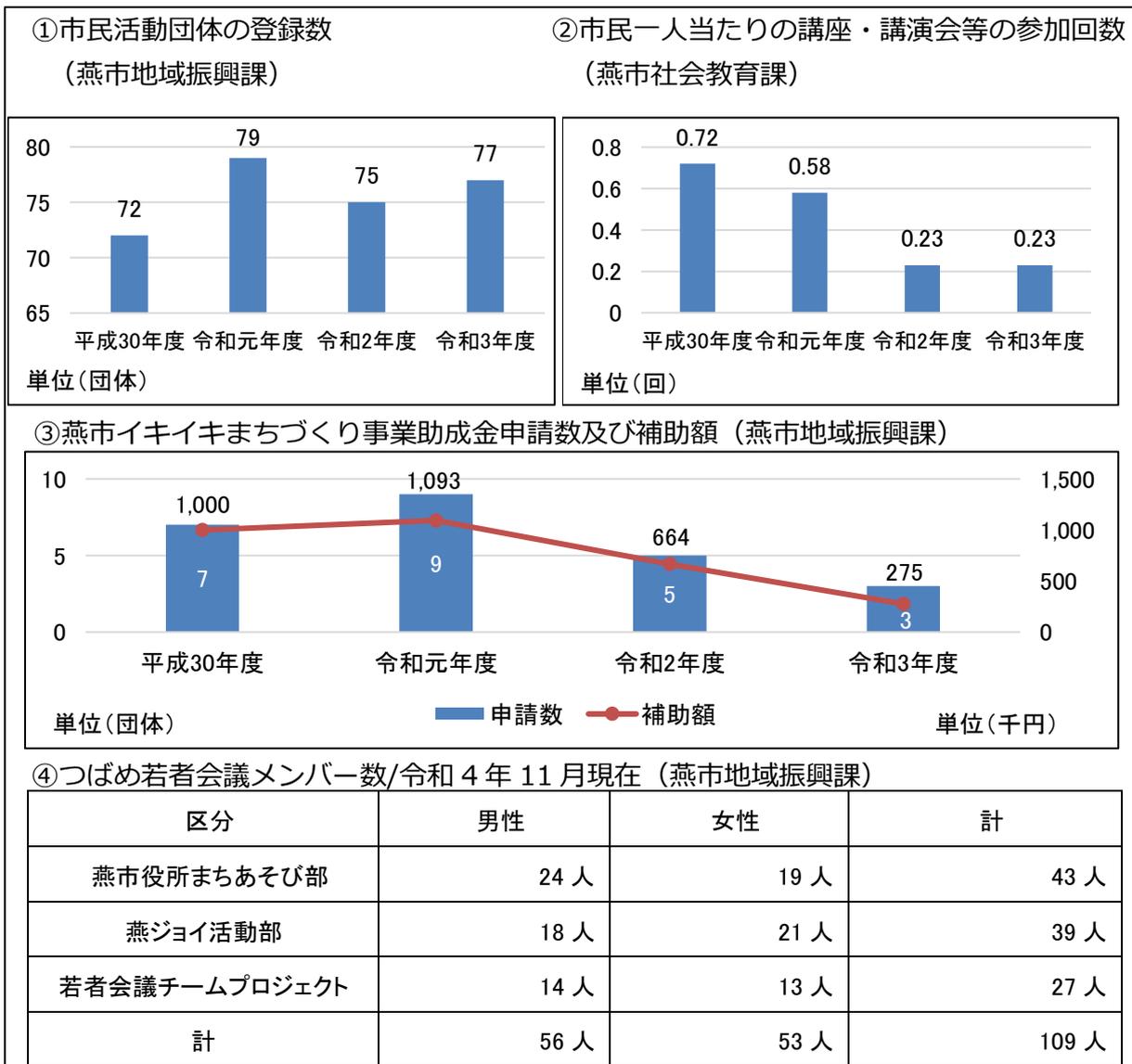
■考察

本分析項目の各関係条項は、市民、市議会及び市が相互連携を行う必要性や、市が多様な方法で市民参画を促し、協働体制を強化することが必要であることを規定しています。

現況をみると、新たに市民活動団体が設立される一方、新型コロナウイルス感染症などの影響による市民活動の停滞や、会員の高齢化により解散する団体も散見され、自主的な地域づくりの大きな課題となっています。こうした中、市民が活動しやすくするためのサポートとして、市が市民活動団体同士のネットワークづくりや若者の活動を支援し、多様な媒体で情報発信を行うことは今後も重要です。また、附属機関などの委員選任を「ロトクラシー」¹⁰の手法を用いて行う自治体もあります。市民検証ワーキングでの意見も踏まえ、こうした市民参画の手法を、研究し続けていく必要があります。

このような状況にあって、市民活動団体などの連携や市民活動への参画推進、協働体制の強化を図るために設けている各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等



¹⁰ ロトクラシー・・・無作為抽出した市民から選任された委員が、審議会その他の附属機関及びこれに類する組織の意思決定などに関わることをいいます。

分析項目6 法令改正等の動向

■現況

○国では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律を統合し、全国的な共通ルールの規定などを図るため、令和3年に個人情報保護法の改正を行いました（参考データ①）。

○国では、個人情報の利用に関連し、令和3年にデジタル改革関連法を施行しました。これに伴い、行政機関などで、任意で公金受け取りのための口座をマイナンバーとともに登録し、給付金などを受け取る際に利用できる仕組みが創設されるなど、デジタル技術活用が図られています。

○本市では、燕市情報公開・個人情報保護制度審議会などを設置し、国の法体系統合に伴い、情報公開・個人情報に関する事項について審議を行っています。

※参考資料：情報通信白書（総務省）

■関係条項

- ・第4条 まちづくりの基本原則 第3号 まちづくりに関する情報提供・共有
- ・第4条 まちづくりの基本原則 第5号 人権の尊重、個性・能力の発揮
- ・第5条 市民の権利 第2項 情報を知る権利
- ・第14条 市議会の役割
- ・第15条 市の役割
- ・第16条 市の職員の役割 第1項 法令遵守
- ・第22条 審議会等
- ・第26条 情報の共有
- ・第27条 情報公開
- ・第28条 個人情報の保護
- ・第29条 説明責任及び応答責任
- ・第30条 総合計画 第2項 総合計画の公表
- ・第31条 財政運営 第2項 財政状況の公表
- ・第33条 行政評価 第2項 行政評価の公表

■考察

本分析項目の各関係条項は、市が個別の条例や計画、更に国が定める各種法令などの規定に基づき市政の運営を行う必要があることを規定しています。

現況をみると、国の制定する個人情報の保護に関する法令において一部改正が行われましたが、個人情報に関する権利保護や、市民の知る権利の保障という本質が大きく変わる改正ではありません。また、本市の制定する個人情報保護条例などについても同様に、改正によって本質が大きく変わることはないと考えられ、本市が個人の権利と利益保護を図る重要性は変わりません。

このような状況にあつて、本市が各種条例などに基づき、個人情報の保護や市民の知る権利の保障を図る必要があることを規定している各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等

| ①関係する各種法令・条例などの改正概要 | |
|---------------------------------|--|
| 関係法令 | 法令改正等の概要 |
| 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律で全国共通ルールを規定、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化 |
| デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 | ①従業員本人の同意があつた場合において、転職時等に使用者間で特定個人情報を提供できるよう整備するなど ②住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書を発行・更新ができるように整備するなど |
| 燕市個人情報保護条例施行規則 | 上記に関連する内容について整合性を図るため、各種条例などを整備 |
| 燕市特定個人情報取扱規程 | |
| 燕市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要領 | |
| 燕市選挙管理委員会を実施機関とする燕市個人情報保護条例施行規程 | |
| 燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 | |
| 燕市教育委員会を実施機関とする燕市個人情報保護条例施行規則 | |

分析項目7 本条例の認知度・意識調査状況

■現況

○本条例の市民認知度については、前回の見直し検討時から大きな変化はありません。条例施行から11年経過しましたが、7割以上の市民は知らず、内容まで知っている市民にいたってはわずかな割合であり、認知度は低い状況です（参考データ①）。

○令和3年度の市民意識調査では、自治会や各種団体への参加は、「積極的に参加している」が5.2%、「ときどき参加している」が21.4%に対し、「参加したことがない」が72.3%となっています（参考データ②）。前回見直し時から比べると、新型コロナウイルス感染症などの影響により、参加割合は減少しており、自治会や各種団体への参加が進んでいない状況です。

※参考資料：第2次燕市総合計画（燕市）

■関係条項

- ・第3条 まちづくりの基本理念 第1項 まちづくりの主体
- ・第5条 市民の権利 第1項 市民参画の権利
- ・第5条 市民の権利 第3項 学ぶ権利
- ・第6条 市民の役割
- ・第8条 地域コミュニティ活動の推進
- ・第9条 自治会
- ・第10条 まちづくり協議会
- ・第11条 市民活動団体の役割
- ・第12条 市民活動の推進
- ・第17条 協働のまちづくりの推進
- ・第20条 市民参画の推進
- ・第21条 市民参画の方法
- ・第36条 条例の尊重
- ・第37条 条例の見直し

■考察

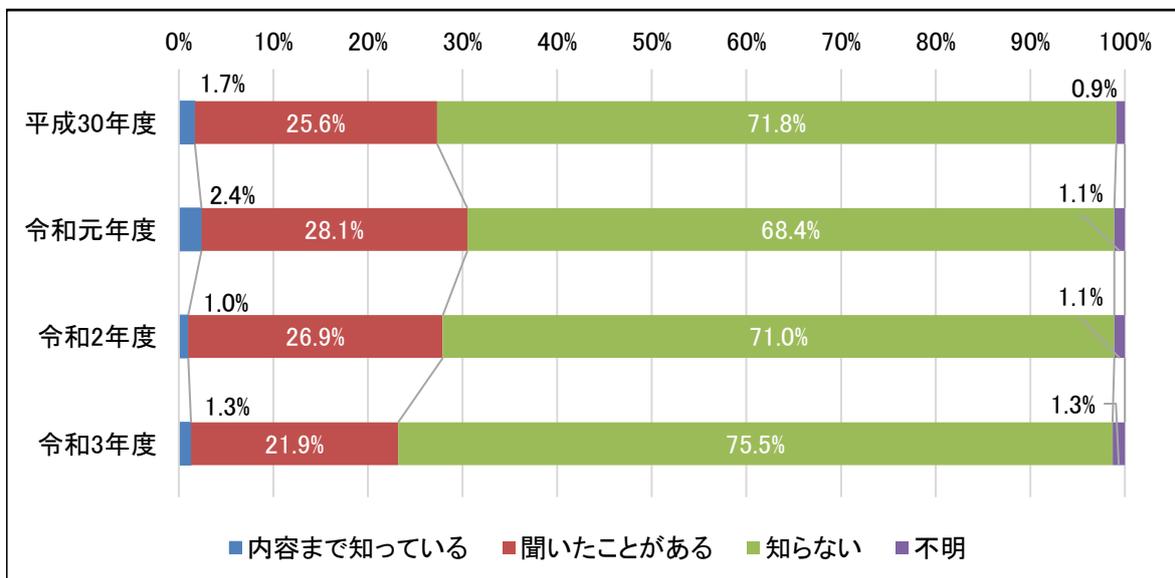
本分析項目の各関係条項は、市民、市議会及び市が、まちづくりで果たすべき役割を認識し、各主体同士が連携し合い、自主的・自立的にまちづくりを推進する必要があることを規定しています。

現況をみると、市民の本条例の認知度と自治会や各種団体への参加率は低下しています。しかし、各主体が統一的な目標を共有し、まちづくりを行うことができるという点で、条例を認知してもらうことは重要です。そして、まちづくりを推進していくためには、本市が多様な方法で市政参画できるような環境を整備し、まちづくりに関する効果的な情報発信などで、市民の意識向上を図ることが重要です。

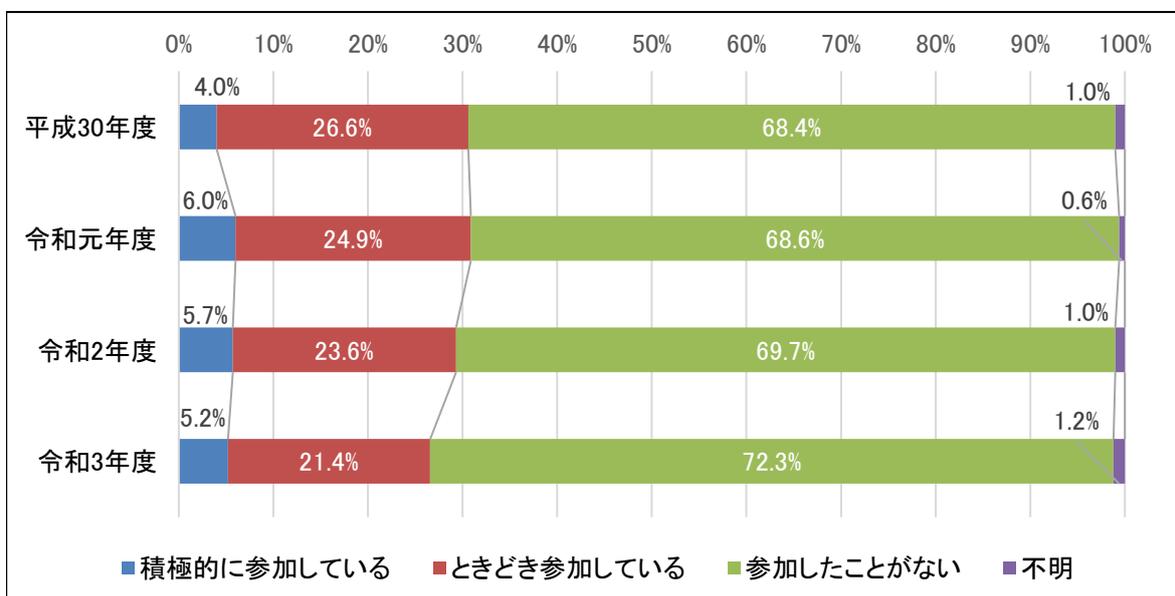
このような状況にあって、市民の役割や市民参画の手法などが規定されている各関係条項の必要性は変わるものではなく、規定内容を変更する必要はありません。

■参考データ等

①燕市まちづくり基本条例の認知度（燕市企画財政課）



②自治会や各種団体への参加割合（燕市企画財政課）



3 検討結果

7つの分析項目について検証を行った結果、少子高齢化に伴う厳しい財政見通しや、新型コロナウイルス感染症の影響などによる市民活動の停滞など、社会経済情勢に変化がみられました。また、本市の地域特性の一つであるものづくり産業における後継者不足や、市民活動に関する情報発信の工夫などの課題もあげられました。

しかし、課題はあるものの、現在の社会経済情勢は、各分析項目の関係条項の必要性、規定されている内容に変更を要する影響を及ぼすものではないと判断し、今回は法律の施行状況を反映しつつ（※）、内容上の変更は行わないこととしました。

（※）国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、燕市個人情報保護条例も改正されます。燕市まちづくり基本条例の第28条で、燕市個人情報保護条例を引用していることから、燕市個人情報保護条例の改正に合わせ、燕市まちづくり基本条例も、第28条の規定を一部修正します。

燕市まちづくり基本条例 法律の施行状況反映部分 新旧対照表

| 反映後（案） | 現行 |
|--|---|
| 第 28 条 市は、まちづくりに関する情報の共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び燕市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年燕市条例第〇号)</u> に基づき、必要な措置を講じなければなりません。 | 第 28 条 市は、まちづくりに関する情報の共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、 <u>燕市個人情報保護条例(平成 18 年燕市条例第 12 号)</u> に基づき、必要な措置を講じなければなりません。 |



燕市まちづくり基本条例見直し検討報告書
令和 5 年 1 月

【編集・発行】

燕市企画財政部 地域振興課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL : 0256(77)8361 FAX : 0256(77)8305

【URL】 <https://www.city.tsubame.niigata.jp>

【E-mail】 chiiki@city.tsubame.lg.jp